

就学援助制度について

益田市では児童・生徒が安心して学校生活を送られるよう、ご家庭の事情に応じて学校必要経費の負担を軽減する制度(就学援助制度)がもうけられています。申請を希望される方は、担任または事務まで連絡してください。

援助の内容は、学用品費・通学用品費・修学旅行費・校外活動費・学校給食費・医療費・体育実技用具費(柔道着)などです。

援助の対象となる世帯は

前年度または当年度において、

- ・市民税が非課税または減免になっている
- ・家族の休職・離職・離婚・病気などで経済的に不安定な状況である

その他一定の基準により所得状況等を勘案のうえ、(場合によっては学校長・民生児童委員等の助言を求め)教育委員会が認定します。

年度途中で世帯の状況が変わり、援助が必要になった場合も随時申請できます。

(学校を通じて月の末日までに教育委員会に申請書を提出した場合に、翌月からの認定になりますので、早めにご相談の上、手続きをしてください。)